

## 令和5年第3回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月11日（火）  
開会時刻：10時0分 閉会時刻：11時10分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員  
1番 増田 利之  
2番 安原 輝夫  
3番 佐藤 周二  
4番 林 正  
5番 栗坂 一郎  
6番 眞鍋 和崇  
7番 佐藤 一義  
8番 日笠 太（職務代理）  
9番 原 勝  
10番 澤田 晃始（会長）  
推進委員 水畑 徳子  
推進委員 齊藤 啓子
4. 欠席委員  
なし
5. 傍聴人数  
なし
6. 議事日程  
議案第5号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案について  
議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定案について  
議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について
7. 農業委員会事務局員  
事務局長 安原 隆治  
書記 上化田 圭一  
書記 廣畑 卓也  
書記 杉本 和也

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和5年第3回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員10名であり、農業委員会等に関する法律第27条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立していることを報告いたします。

それでは、以降の議事進行は澤田会長によりしくお願いいたします。

議長（澤田 晃始君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（澤田 晃始君）

それでは、議事録署名委員は、9番の原 勝委員、1番の増田 利之君にお願いします。

【両委員了承】

議長（澤田 晃始君）

それでは、日程1の議案第5号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書2ページをご覧ください。議案第5号番号1について、農地の所在は前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が971㎡、前潟字五ノ割349番3、地目が田、面積が494㎡、前潟字五ノ割350番1、地目が田、面積が908㎡、前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が878㎡、前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が249㎡、前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,130㎡、前潟字五ノ割●●●番●、地目が田、面積が730㎡で合計7筆、5,360㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さんです。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

4月6日に現地確認を行いました。継続のため管理はされており周辺を含め問題はありません。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6番（眞鍋 和崇君）

継続することには問題なく是非お願いしたいところですが、役場周辺の農地はこれから先、市街化を促進していく地域になると思いますが、その点についてどのように考えているのか教えていただきたい。

事務局長（安原 隆治君）

今町が進めている駅や役場周辺のまちづくり拠点の整備については、現在は農振の白地の区域を対象としておりまして、本議案の対象となっている田の北側に東西に走る水路があると思いますが、この水路の北側を対象に考えており、農振農用地までは対象区域には含めておりません。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号1は承認されました。続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 2 ページをご覧ください。番号 2 について、農地の所在は前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が 1, 0 4 6 m<sup>2</sup>、前潟字四ノ割●●●番、地目が田、面積が 1, 7 0 6 m<sup>2</sup>で合計 2 筆、2, 7 5 2 m<sup>2</sup>です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は倉敷市茶屋町早沖●●●番地にお住いの●● ●●さんです。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日までです。位置図は 4 ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を 5 番 栗坂 一郎委員からよろしくをお願いします。

5 番（栗坂 一郎君）

4 月 6 日に現地確認を行いました。田植えの準備も進んでおり、きちんと整備されていて問題はありません。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第 5 号・番号 2 については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第 5 号・番号 2 は承認されました。続いて番号 3 を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 5 ページをご覧ください。番号 3 について、農地の所在は早島字壱丁

田●●●●番、地目が田、面積が3,041㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和5年5月1日から令和11年4月30日までです。位置図は6ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番 増田 利之委員からよろしくをお願いします。

1番（増田 利之君）

4月6日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●●●の東側で現況は耕うんされており、引き続き耕作してもらうことについては問題ないと思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

3番（佐藤 周二君）

直接の質問ではないが、議案書の転貸人の担い手育成財団 理事長 京 博司氏は3月31日でリタイアしている。4月からは森下さんが就任しているはずなので、事務局は確認をお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

承知しました。確認します。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号3については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号3は承認されました。

続いて番号4を議題といたします。なお、番号4について、5番 栗坂 一郎委員は利害関係人でありますので栗坂委員には一時退室を求めます。

【栗坂委員退室】

議長（澤田 晃始君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書5ページをご覧ください。番号4について、農地の所在は前潟字六ノ割●●●番、地目が田、面積が1,605㎡、前潟字六ノ割●●●番、地目が田、面積が2,017㎡、前潟字六ノ割●●●番、地目が田、面積が963㎡、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が1,053㎡、前潟字久々原●●●番、地目が田、面積が949㎡、前潟字久々原●●●番、地目が田、面積が1,540㎡で合計6筆、8,127㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は倉敷市茶屋町早沖●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和5年5月1日から令和17年4月30日までです。位置図は7ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

4月6日に現地確認を行いました。今年の準備もされているので、周辺等も別段問題ないと思います。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号4については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号4は承認されました。  
ここで栗坂委員の入室を認めます。

【栗坂委員入室】

議長（澤田 晃始君）

続いて番号5と6を議題といたします。なお、番号6について、4番 林 正委員は利害関係人でありますので林委員には一時退室を求めます。

【林委員退室】

議長（澤田 晃始君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書8ページをご覧ください。番号5と6については近接地の案件でありますので併せてご説明します。まず番号5について、農地の所在は早島字関当●●●●番●、地目が田、面積が1, 347㎡、早島字田中城●●●●番●、地目が田、面積が2, 025㎡で合計2筆、3, 372㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までです。位置図は9ページです。

続いて番号6について、農地の所在は早島字竹ノ下●●●●番●、地目が田、面積が1, 238㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島

●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までです。位置図は9ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 佐藤 一義委員からよろしくをお願いします。

7番（佐藤 一義君）

4月7日に現地確認を行いました。場所は西側が●●●●、南側が●●●●●●●●●●、東側が●●●●です。これは前回の農業委員会の時に●●●●が全部耕作するということだったが、そのうちの2つが●●さんになったということです。現地の状況はきれいに耕うんされており、田植えの準備もできているようで問題はありません。以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【意見なし】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号5と6については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田 晃始君）

ないようでありますので、議案第5号・番号5と6は承認されました。ここで林委員の入室を認めます。

【林委員入室】

議長（澤田 晃始君）

続きまして、日程２の議案第６号 令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書１０ページから１５ページをご覧ください。令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案を事務局にて作成しました。農業委員会に関する法律第３７条により、農業委員会の事務の実施状況について公表しなければならないと規定されていることから、公表するにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。加筆・修正点についてご審議いただければと思います。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

７番（佐藤 一義君）

これは前回と全く同じなんですか、それとも加筆や訂正箇所がありますか。

事務局（廣畑 卓也君）

こちらは昨年の初めの農業委員会で立てた目標に対しての実績を記載しているものです。例えば１１ページ、農地の最適化活動実施状況における②目標のあとに③実績とありますが、令和４年度の農地の新規集積面積は、１．２７ヘクタール、担い手に農地を集めることができました。それに基づき、令和５年３月３１日までの担い手への集積率は令和４年４月１日時点では２４．３％だったものが２５．６３％に増加させることができたという風に、昨年たてた目標に対する実績を書いています。遊休農地の発生防止・解消における実績、新規参入者の実績、最適化活動の実績等が記載されています。

７番（佐藤 一義君）

分かりました。ありがとうございます。

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田晃始君）

ないようでありますので、議案第6号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田晃始君）

ないようでありますので、議案第6号については事務局案で決定されました。

議長（澤田 晃始君）

続きまして、日程3の議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定案について、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書16ページから18ページをご覧ください。令和5年度最適化活動の目標の設定案を事務局にて作成しました。本案件も議案第6号と同様に、農業委員会に関する法律第37条により、農業委員会の事務の実施状況について公表しなければならないと規定されていることから、公表するにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。加筆・修正点についてご審議いただければと思います。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑なし】

議長（澤田 晃始君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田晃始君）

ないようでありますので、議案第7号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（澤田晃始君）

ないようでありますので、議案第7号については事務局案で決定されました。

議長（澤田 晃始君）

続きまして、日程4の議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書19ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第7条において、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定については各農業委員会の努力義務規定でしたが、法律改正に伴い、本指針の制定は必須規定となりました。本指針は、これまでも行っていた農業委員会業務の3つの柱である「遊休農地の発生防止及び解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」・「新規参入の促進」について目標や方法等を定めるもので、制定後は公表することとなります。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である概ね3年ごとに検証及び見直しを行うこととなります。

これを踏まえまして、議案書20ページから23ページのとおり事務局案を作成しており、公表するにあたり、農業委員会の意見を求めるものです。

設定しております数値目標について、簡単にご説明します。19ページへお戻りください。1つ目の柱である遊休農地の発生防止・解消については、早島町の遊休農地の割合は1%以下と低い水準でありますので、現状維持を目標として設定しており、令和5年3月時点の現状は管内農地142ha、遊休農地0.33haとなっておりますので、6年後の目標は遊休農地0.2haとしております。2つ目の柱である担い手への農地利用の集積・集約化については、県が策定した農業経営基本方針及び、それに準ずる形で作成した早島町農業基本構想において、令和8年度末時点の集積目標が43%となっているため、同値を目標として設定しており、令和5年3月時点の現状は管内農地142ha、集積面積36.4haとなっておりますので、6年後の目標は集積面積59.3haとしております。3つ目の柱である新規参入の促進については、早島町農業基本構想において、年間1人の新規就農者の確保を目標としているため、同値を目標として設定しており、令和5年3月時点の現状は個人新規参入6人となっておりますので、6年後の目標は個人新規参入12人としております。

加筆・修正点についてご審議いただければと思います。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

2番（安原 輝夫君）

新規参入の中に6人とか、3年後は9人とか書いてあるが、今までは何人く

らい新規参入しているのか。

事務局（廣畑 卓也君）

こちらに記載しているのが、平成30年度から令和4年度までの過去5年間の新規参入値を合計が6人となっている。それ以前の累積はできていないので、この場では申し訳ないですが、すぐお伝えできません。

2番（安原 輝夫君）

要はテレビなどで新規参入とか、都会からの移住とか時々見ることがあるが、都会から来る人は早島町にはいないのか。

事務局（廣畑 卓也君）

過去5年間においては、県外から転入して来て、農地法第3条で農地取得や利用権の設定をされた方はこの6人の中にはおりません。

2番（安原 輝夫君）

分かりました。

7番（佐藤 一義君）

平成30年から令和4年で6人と言われたが、年代別の人数のグラフ等がありますか。例えば平成30年は2人とか、最初から6人ではなくてだんだん増えていったとかありますか。

事務局（廣畑 卓也君）

6人の内訳ですが、年代までは過去の申請をこの場ではわかりません。もし、データとして確認されたいのであれば来月の農業委員会までに作成することもできます。

7番（佐藤 一義君）

目標12人に対して、1年ごとに1、2人ずつ増えているから可能だろうとか言う判断の基準が知りたい。

事務局（廣畑 卓也君）

最初にご説明しました早島町の農業基本構想、令和4年の3月の農業委員会で見えに来ていただいたかと思うが、町の方針として年間1人を確保することになっている。最適化の指針、農業委員会の方針において、農業委員会としても町と足並みを揃えて新規参入者の確保や農地の集積等をしていく必要があります。過去5年間の累積が6人、単純に5年で割ると1.2人／年なので、

結果的に1年で1人という目標値はおおむね妥当な数字ではないかという判断をしました。

7番（佐藤 一義君）

わかりました。ありがとうございます。

6番（眞鍋 和崇君）

今回からこの指針を作らなければならなくなったわけですが、農業委員会として関係機関と連携してどのような取り組みを行っていくかということがここに書かれています。例えば農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、という言葉があるが、現状として町に対して農業委員会として、例えば農地の形状であるとか区画が悪い地域について基盤整備を促していくであるとか、水路整備などの農業環境の改善について農業委員会として働きかけていくといった内容を記載する必要があるかと思いました。また、22ページの（2）新規参入促進に向けた具体的な推進方法というところで、関係機関との連携についてとあるが、この中でも都道府県全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携しという文言があるが、新規参入促進に向けた具体的な方法の中で農業委員会として活動していくわけですから、ここに町がないというのもおかしいのかなと思ったのでその点についてお答えください。

事務局（廣畑 卓也君）

ご指摘ありがとうございます。まず22ページの新規参入促進（2）の関係機関との連携については都道府県の前に町を入れさせていただいて、②の方も町、農協等と連携しとなっておりますので、ここと記載を合わせる形で修正をさせていただきたいと思います。あと、町に対して水路や農地の改善をしなければいけないというご意見はごもっともかと思いますが、ちょうど22ページの2行目に農地の区画形状が悪いということに触れている項目があるので、この最後に、なお町部局に対して土地改良事業の推進をさせるように要望・陳情を行っていくという一文を加えさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

6番（眞鍋 和崇君）

それでお願いしたいと思います。町部局に対してという風にするのか町に対してという風にするのか、要望・陳情にするのか働きかけていくということにするのかその点については前後の文字の関係もあわせてご検討いただきたいと思います。

3 番（佐藤 周二君）

今までこの指針の制定について、努力規定だったものが必須規定になったことは理解できる。全般的にも妥当だと思うが、この指針を定める大前提として、農業委員会でも何度も審議がなされてきているが、土地基盤整備、少なくとも水路整備は全町的に考えてやっていただかなくては、こういった指針も作って活かされて来ないと思います。町が実施している個人で水路整備を行う人への補助というのがあるが、これもわからなくもないが、公共用排水ですから公共事業としての役割を町の方針で表へ出していただく、それが生きて行けばほっといてもこういった指針に定めていることが進んでいくのではないかと。農地を借りる方も貸してもらう方も、利用がしやすい農地になっていくと思う。ですから、向こう5か年のうちに町の担当課の方で水路整備、特に県の補助事業とか幹線水路については整備計画があると思う。そういったものを支線まで広げてもらって、水路は公共のものだということを町の基本的な構えとしてもらうのが一番大事だと思います。

8 番（日笠 太君）

19ページの下の方ですが、年間1人当たりの新規参入というのがあるが、農業収入だけで生活できるのか。できるように町が援助しないと誰も来ないだろう。皆さんがどう考えているかわからないが、水路は直さないといけなし、ある程度は補助してあげなければ。整備してここは野菜を作るとか、一年を通して農業ができるようにしてあげなければ。これからだんだん辞めていく農家が増えるのだから、そういうことをしなければ誰も来ないと思う。町にはしっかり考えてもらいたい。

議長（澤田 晃始君）

私からもよろしいでしょうか。早島町では現に水路整備が出来ていない。何も前に進んでいません。水路整備も個人にさせて材料費は出しますとか、それは町の仕事で町が事業でやらなければならない。駅前の開発より基盤整備が最重点ではないか。今の農地を何とか利用できるように水路を含め、基盤整備をしなければいけないと私は思います。

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（澤田晃始君）

ないようでありますので、議案第8号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

## 【異議なしの声】

議長（澤田晃始君）

ないようでありますので、議案第8号については事務局案で決定されました。それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

議案第8号において真鍋委員よりご指摘、修正意見がありました件については直ささせていただきます、完成したものを来月の農業委員会において報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局長（安原 隆治君）

先ほど、日笠委員が言われた収入のことについては、指針とは違うかもしれないが、儲かるということは必要だと思いますし、県の方でも新しく就農したらフォローアップしたり、お金も出たりするのでそういった観点も必要だと思います。ただ、この法に基づいてする指針の中でそういったソフト的なことが書けないなら別ですが、私は必要だと認識しています。そういったことを踏まえて、5月に真鍋委員や日笠委員のご意見を反映してお示しできればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書24ページをご覧ください。次回の農業委員会は5月12日（金）を予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますので、ご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（澤田晃始君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和5年第3回早島町農業委員会を閉会いたします。